別記様式㈱⑾1中「(昭和35年法律第105号)」を削る。
別記様式㈱⑾2中「(昭和27年法律第180号)」を削る。
別記様式㈱⑿中「道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路」を「自動車専用道路」に改める。
別記様式㈱㉒中「第72条第1項」を「第67条第2項」に改める。
別記様式㈱㉔中「第2条第5号」を「第2条第9号」に改める。
別記様式㈱㉖中「旅客自動車運送事業運輸規則」の下に「(昭和31年運輸省令第44号)」を、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の下に「(平成2年運輸省令第22号)」を加える。

附　則

(施行期日)

第一条　この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条　この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、なお従前の例による。

2　この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式（以下「旧様式」という。）による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式㈼中事故の種類の欄に記載すべき事項のうち区分及び発生の順については、旧様式㈹中当時の状況の欄に、当該区分及び発生の順を明らかにして記載するものとする。

○防衛省令第十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条、第三十五条第二項、第五十三条、第五十四条第二項及び第六十二条第二項、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号並びに防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

(自衛隊法施行規則の一部改正)

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(生徒の服制)

第十七条の二　陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下この章において「生徒」という。）の服制は、別表第五の二に定めるところによる。

第十九条中「前三条」を「第十六条から前条まで」に改める。

第二十条中「第十六条、第十七条及び第十八条」を「第十六条から第十八条まで」に、「及び学生」を「、学生及び生徒」に改める。

第二十一条第一項中「学生」の下に「、生徒」を加え、同条第二項中「及び学生」を「、学生及び生徒」に改める。

第二十四条第二項ただし書を削る。

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十六条第一項中「、二等空士、三等陸士、三等海士又は三等空士」を「又は二等空士」に、「左に」を「次の各号に」に改める。

第三十九条中「学生」の下に「、生徒」を加える。

第四十条の見出し中「学生」の下に「及び生徒」を加え、同条中「となつた者」を「又は生徒となつた者」に、「左の」を「次の」に改め、「防衛医科大学校学生」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校生徒」を加え、「きたえ」を「鍛え」に改める。

第四十四条第一項及び第五項、第四十六条並びに第五十条中「学生」の下に「、生徒」を加える。

第六十二条第一項第三号中「学生」の下に「及び生徒」を加え、同項第四号中「自衛官で」を「自衛官及び生徒としての正規の課程を終了し、引き続き陸曹候補者たる自衛官となつた者でそれぞれ」に改める。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第五の二（第十七条の二関係）

冬服上衣	地質		濃灰色（防衛大臣が定める規格によるものをいう。以下この表において同じ。）の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	襟	詰襟とし、内側にはカラー留ボタン五個をつける。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を馬、翼、桜花及び桜の若葉を組み合わせたものを浮き彫りにした銀色のボタン一個で留める。
		前面	襟、中央及び肩章にえんじ色の飾線をつける。中央に隠しファスナーを一行につける。胸部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
		そで	長そでとし、その下部に一条のえんじ色の飾線をつける。
		形状は、図のとおりとする。	
冬服ズボン	地質		冬服上衣と同じとする。
	製式		長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面の左側ポケットは黒色のボタン一個で留める。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。
第一種夏服上衣	地質		濃灰色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式		冬服上衣と同じとする。
第一種夏服ズボン	地質		第一種夏服上衣と同じとする。
	製式		冬服ズボンと同じとする。
第二種夏服上衣	地質		白色の麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	襟	立て襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を白色のボタン一個で留める。
		前面	襟にえんじ色の飾線をつける。中央に白色のボタン五個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、白色のボタン各一個でそのふたを留める。